

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公表番号】特表2013-504554(P2013-504554A)

【公表日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-007

【出願番号】特願2012-528455(P2012-528455)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/09	(2006.01)
A 6 1 P	11/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/04	(2006.01)
A 6 1 K	31/485	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)

〔 F I 〕

A	6	1	K	31/09			
A	6	1	P	11/10			
A	6	1	P	43/00	1	2	1
A	6	1	P	43/00	1	1	1
A	6	1	P	29/00			
A	6	1	P	11/04			
A	6	1	K	31/485			
A	6	1	K	31/137			
A	6	1	K	9/20			
A	6	1	K	9/14			
A	6	1	K	9/48			
A	6	1	K	9/08			
A	6	1	K	9/06			
A	6	1	K	45/00			

【手續補正書】

【提出日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個体における粘液分泌を抑制するための、グアイフエネシンを含む医薬組成物。

【請求項2】

約600mg～1200mgのグアイフェネシンを含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

錠剤または散剤の形態である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

カプセル剤、液剤または液状ゲル剤の形態である、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記粘液分泌が、個体の上気道内で引き起こされる、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記組成物が、1種以上の活性薬をさらに含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記1種以上の活性薬が、鎮咳薬、うっ血除去薬、及び抗ヒスタミン薬から成る群より選択される、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記鎮咳薬がデキストロメトルファン臭化水素酸塩を含む、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記うっ血除去薬が、フェニレフリン塩酸塩、プロイドエフェドリン塩酸塩及びエフェドリンから成る群より選択される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記抗ヒスタミン薬が、クロルフェニラミンマレイン酸塩、プロムフェニラミンマレイン酸塩、フェニンダミン酒石酸塩、ピリラミンマレイン酸塩、ドキシラミンコハク酸塩、フェニルトロキサミンクエン酸塩、ジフェンヒドラミン塩酸塩、プロメタジン、クレマスチンフマル酸塩、及びフェキソフェナジンから成る群より選択される、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記粘液分泌の抑制が約12時間にわたって治療的に達成されるように、前記組成物が即時放出部分と持続放出部分を含む、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

グアイフェネシンを含む、ムチン分泌増加を特徴とする疾患又は状態を有する個体を治療するための医薬組成物。

【請求項 13】

約600mg～1200mgのグアイフェネシンを含む、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

錠剤または散在の形態である、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

カプセル剤、液剤または液状ゲル剤の形態である、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記粘液分泌が、個体の上気道内で引き起こされる、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記組成物が、1種以上の活性薬をさらに含む、請求項 1 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記1種以上の活性薬が、鎮咳薬、うっ血除去薬、及び抗ヒスタミン薬から成る群より選択される、請求項 1 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記鎮咳薬がデキストロメトルファン臭化水素酸塩を含む、請求項 1 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記うっ血除去薬が、フェニレフリン塩酸塩、プロイドエフェドリン塩酸塩及びエフェドリンから成る群より選択される、請求項 1 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記抗ヒスタミン薬が、クロルフェニラミンマレイン酸塩、プロムフェニラミンマレイン酸塩、及びエフェドリンから成る群より選択される、請求項 1 8 に記載の医薬組成物。

ン酸塩、フェニンダミン酒石酸塩、ピリラミンマレイン酸塩、ドキシラミンコハク酸塩、フェニルトロキサミンクエン酸塩、ジフェンヒドラミン塩酸塩、プロメタジン、クレマスチンフル酸塩、及びフェキソフェナジンから成る群より選択される、請求項1_8に記載の医薬組成物。

【請求項22】

前記粘液分泌の抑制が約12時間にわたって治療的に達成されるように、前記組成物が即時放出部分と持続放出部分を含む、請求項1_2に記載の医薬組成物。

【請求項23】

グアイフェネシンの1日の用量が2400mgである、請求項1_2に記載の医薬組成物。

【請求項24】

前記ムチン分泌増加を特徴とする疾患又は状態が、気道の感染状態及び炎症状態から選択される、請求項1_2に記載の医薬組成物。

【請求項25】

グアイフェネシンの1日の用量が2400mgである、請求項1に記載の医薬組成物。